

野田市出生通知書

名称

- ・出生通知書（新生児産婦家庭訪問申込書）

内容

- ・お子さんが出生したら、そのご様子を保健センターに連絡していただくための手続きです。

この申請により、おおむね生後28日以内の赤ちゃんについて、保健師・助産師等が訪問いたします。

* 1 この手続きは、別冊1に添付されてる「出生通知書」と同じ手続きです。すでに郵送された方はこの手続きは不要です。

* 2 出生届とは別になりますのでご注意ください。

申請できる人

- ・本人(産婦)または家族

新生児及び産婦の訪問指導を利用できる方

- ・生後28日までの期間を野田市で過ごす、新生児及び産婦（野田市に住民登録がない方も利用できます）
- ・生後2か月までの期間を野田市で過ごす、新生児訪問を受けられなかった乳児及び産婦

受付期間

- ・常時受け付けています。

* 提出期限は特に設けてはありますが、なるべく生後2か月までには手続きしてください。里帰りされた方も送信ください。

受付窓口

- ・野田市役所 保健福祉部 野田保健センター・関宿保健センター

申請受付後

- ・申請受付後7日以内に新生児及び産婦の訪問指導の詳細について保健センター担当より電話連絡いたします。